

報告第 43 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 9 月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 7 月 1 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 169,525円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 5 月28日 XXXXXXXXXXにおいて、市有車が相手方の車両に接触し
損傷させたことによる。

報告第 44 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 9 月 10 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 7 月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 115,798円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 4 月 24 日盛岡市 [REDACTED] 付近の路上を自動車で行中、路上に張り出した街路樹の枝が落下し車両を損傷したことによる。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 9 月 10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 7 月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金20,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 5 月 11日盛岡市 [REDACTED] 地内において、市道下鹿妻27号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 46 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 9 月 10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 7 月 16日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金19,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 4 月 20日盛岡市 [REDACTED] 地内において、市道新幹線側道 2 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 47 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 9 月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
(仮称) 通年型スケートリンク建設 (建築主体) 工事	契約金額「1,209,600,000円」を「1,201,385,520円」に改める。	平成27年 7 月23日

報告第 48 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 9 月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
（仮称）通年型スケートリンク建設（機械設備）工事	契約金額「558,900,000円」を「563,729,760円」に改める。	平成27年 7 月23日

報告第 49 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 9 月 10 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
（仮称）通年型スケートリンク建設（電気設備）工事	契約金額「239,684,400円」を「242,843,400円」に改める。	平成27年 7 月 23 日

報告第 50 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 9 月 10 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 8 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金20,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 7 月 7 日盛岡市 [REDACTED] 地内において、市道西仙北上太田 2 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 51 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
市道榊沢橋線榊沢橋上部工(製作輸送架設)工事	契約金額「149,645,880円」を「148,789,440円」に改める。	平成27年8月19日

報告第 51 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度決算による健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成26年度決算による健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.2	75.6

2 平成26年度盛岡市財政健全化審査意見書（別冊）

報告第 52 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度決算による資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年10月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成26年度決算による資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

2 平成26年度盛岡市経営健全化審査意見書（別冊）

報告第 53 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 9 月16日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金35,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 7 月29日盛岡市 [REDACTED] 地内において、市道駅前第 2 ニュータウン 1 号線を自動車
で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 54 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年10月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 9 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項第 2 号中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）第84条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）第47条第 2 項」に改める。

（盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）第84条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）第47条第 2 項」に改める。

（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項第 2 号中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）第84条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）第47条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

平成 26 年 度

盛岡市財政健全化審査意見書
盛岡市経営健全化審査意見書

盛岡市監査委員

凡 例

- 1 文中等に用いる比率は、表記数値未満を切捨して表示した。
- 2 各表中の符号「-」は、該当数値のないものを表示した。

平成26年度盛岡市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

平成26年度健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率）並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成27年7月27日から平成27年8月25日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成26年度健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成26年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど，通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率は，法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成26年度健全化判断比率は，次のとおりである。

(単位 %)

健全化判断比率	平成26年度	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	11.2	12.6	25.0	35.0
将来負担比率	75.6	89.4	350.0	

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等で実質黒字を生じていることから、数値は算出されないものである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び公営事業会計で実質黒字を生じていることから、数値は算出されないものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、11.2%となっており、昨年度と比較して1.4ポイント減少しており、早期健全化基準25.0%との比較では13.8ポイント下回っている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、75.6%となっており、昨年度と比較して13.8ポイント減少し、早期健全化基準350.0%との比較では274.4ポイント下回っている。

第5 むすび

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については実質黒字を生じており、実質公債費比率及び将来負担比率については前年度と比較して数値が改善しており、財政健全化計画の策定等が求められる早期健全化基準以下となっている。今後とも健全な財政運営に努められたい。

平成26年度盛岡市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

平成26年度資金不足比率並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成27年7月27日から平成27年8月25日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成26年度資金不足比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成26年度資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査の結果

- 1 資金不足比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成26年度資金不足比率は、次のとおりである。

(単位 %)

会 計 の 名 称	平成26年度	平成25年度	経営健全化基準
盛岡市水道事業会計	—	—	20.0
盛岡市下水道事業会計	—	—	20.0
盛岡市病院事業会計	—	—	20.0
公設浄化槽事業費特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業費特別会計	—	—	20.0
中央卸売市場費特別会計	—	—	20.0

資金不足比率算定の対象となるすべての公営企業会計において資金不足は生じておらず、数値は算出されないものである。

第5 むすび

すべての公営企業会計において経営健全化基準による資金不足は生じていない。今後とも経営計画等に基づき、健全な経営に努められたい。